

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
1	北部	質問	要求水準書（案）	9	第1 4 (4) ア (ア)	業務開始前の引き継ぎ業務について、検便など必要な検査を実施する事を前提に、本施設の勤務予定者が事前に作業見学することは可能でしょうか。可能な場合、いつから開始出来ますでしょうか。	事業契約書の締結後であれば可能です。実施にあたっては、市へ申し出てください。日程の調整等を行います。
2	北部	質問	要求水準書（案）	9	第1 4 (4) ア (キ)	運営業務の残滓処理業務について、令和3年度、令和4年度の年間の野菜くず、食べ残し(牛乳含まず)および残牛乳量をご教示ください。	野菜くずについては、ディスポーザーからたい肥化施設に流しているため、把握しておりません。 食べ残しにつきましては、令和3年度が55,547Kg、令和4年度76,575Kgでした。なお、令和4年度から食数が2,700食程度増えていることを申し添えます。 残牛乳につきましては、R4年11月8日から12日の5日間で、461Kgでした。
3	北部	質問	要求水準書（案）	9	第1 4 (4) ア (サ)	その他業務はどのような業務を想定されているのでしょうか。	要求水準書（案）P.44の「13_その他業務」をご確認ください。
4	北部	質問	要求水準書（案）	10	第1 5 (1) ア	参考までに、本施設の電気・ガス・上下水の年間使用量を開業後各年度でご教示ください。	資料10をご参照ください。 なお、要求水準書（案）の上下水の使用量の上限を上水と下水に分けた上で、各々33,000m ³ に修正します。
5	北部	質問	要求水準書（案）	5	第1 5 (1) ア (ア)	過去5年間における食数と光熱水費の使用量及び料金を電気、ガス、上下水ごとにご教授ください。	要求水準書(案)に対する質問No4回答をご参照ください。
6	北部	質問	要求水準書（案）	10	第1_5_(1)_ア	光熱水費について「過去の使用実績を基に市が示す使用量を上限とし、これを超過した場合は事業者が光熱水費を負担する」とありますが、合理的な理由があれば超過した光熱水費も市の負担として頂けないでしょうか。	合理的な理由があるものとして市が判断した場合には、超過した光熱水費を市が負担します。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
7	北部	質問	要求水準書（案）	10	第1 5 (1) ウ	「給食配送・回収業務の実施に必要な、備品や消耗品の調達・更新にかかる費用や、燃料などに関する費用負担等 については、別に定める。」とありますが、別に定める規程をご教示ください。	第2_8_ 給食配送・回収業務に記載のとおりです。
8	北部	質問	要求水準書（案）	10	第1 5 (1) エ	「市職員が本施設内で使用する消耗品について事業者が自らの費用負担にて調達する」とはどのようなケースを想定されているのでしょうか？	例示にあるように、使い捨て手袋やペーパータオルなど、市職員用事務所以外の場所で事業者と市の職員が共に使用するような消耗品を想定しています。
9	北部	質問	要求水準書（案）	12	第2 1 (1) ウ (イ)	電子データ化とあるが、提出義務のある日報、月報は含むでしょうか？	元が手書きで作成される報告書については、同規定にあるとおり「可能な限り」電子データ化していただければ結構です。
10	北部	質問	要求水準書（案）	12	第2 1 (1) エ (ア) 及び (イ)	H A C C P対応マニュアルや調理マニュアル等、記載しているマニュアルは整備されていないのでしょうか。	現事業者が作成したマニュアルがあります。
11	北部	質問	要求水準書（案）	13	第2 1 (1) エ (イ)h	研修マニュアルとはどの程度のものを指しますか。年間の研修スケジュール等と考えてよろしいでしょうか。	「学校給食調理従事者研修マニュアル」（文部科学省）を基に、本施設・本事業に沿った形で、研修マニュアルの作成をお願いします。
12	北部	質問	要求水準書（案）	13	第2 2 (1)	「事業者の従業員のうち少なくとも1名は本施設の事業者用事務室に常駐し」とありますが、業務内容と1名配置した場合の想定時間をご教示ください。	教職員の勤務時間中は、学校から連額があるので、8時30分頃から17時頃までは対応が必要になります。その間、FAXと電話連絡により学校から食数報告があるので、要求水準書（案）に記載の食数調整業務を行っていただきます。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
13	北部	質問	要求水準書（案）	14	第2 2 (2) エ	食物アレルギー対応食調理責任者は調理副責任者との兼任は可能でしょうか？	調理責任者と食物アレルギー対応食調理責任者が共に休んだ場合に、一人で調理責任者と調理副責任者、食物アレルギー対応食調理責任者の3つの責任者を兼任することは、望ましくないと考えます。体調不良等やむを得ない理由により、調理責任者と食物アレルギー対応食調理責任者が、2人とも休むことも想定されます。以上のような理由から、不可とします。
14	北部	質問	要求水準書（案）	14	第2 2 (2) オ	現在、各受配校勤務者は食品衛生責任者を取得しているでしょうか？	各校最低1名が取得しています。
15	北部	質問	要求水準書（案）	16	第2 2 (4) ウ (ア)	給食センターで炊き出しを行い。避難所へ配送を行う体制と記載がありますが、道路事情などによる配送不可時の対応は隣接地区体育館への配給との理解でよろしいでしょうか。	あくまで想定ですので、実際に発災した後の被災の状況により、被災者支援の内容が変わります。
16	北部	質問	要求水準書（案）	16	第2 2 (3)	通常会議の開催は毎月1回以上とありますが、開催頻度は正しいでしょうか。	月1回以上なので、1回以上開催されることもあります。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
17	北部	質問	要求水準書（案）	17	第2 2 (4) ウ (イ)	総合防災訓練の実施時期、実施場所、参加対象者、参加人数、炊き出し訓練の内容（食数、献立、提供方法等）、事業者の費用負担の有無についてご教示ください。	<p>毎年、8月下旬の週末に行われることが多いです。</p> <p>会場についても、毎年変わります。</p> <p>過去においては、各給食センターの職員・従業員が集まり、回転釜で炊飯し、おにぎりをつくり、総合防災訓練の会場へ持って行き、他の参加者（自衛隊等）が調理したカレーをかけて、総合防災訓練参加者に召し上がっていただいています。</p> <p>炊飯を行う給食センターは、会場との兼ね合いで変更しています。炊飯を行わない給食センターからは、2～5名程度の方から参加していただいています。</p> <p>事業者の費用負担については、参加する方の人件費、炊飯を行う給食センターになった場合、当日、施設を稼働させることに伴う経費（市が負担する光熱水費を除く）になります。</p>
18	北部	質問	要求水準書（案）	17	第2 2 (7)	必要な期間とはどれくらいを想定しているのでしょうか？	事業期間、及び事業期間終了後の引継ぎが終わるまでを想定しています。
19	北部	質問	要求水準書（案）	18 19	第2 3 (2) ア 第2 3 (2) イ (イ)	アには、「各備品の所有・管理等について事業終了後の取扱いにて利用可能な状態で引き渡し。」 イ(イ)施設備品・調理備品には、「給食提供開始前までに市に所有権を引き渡すこと。」とありますが、施設備品・調理備品以外の食器・食缶などは事業終了後に所有権の引渡しとの理解で宜しいでしょうか。	施設備品及び調理備品と同様に、給食提供開始前までに市へ所有権を引き渡すこととします。その旨、要求水準書（案）第2_3(2)イ(ウ)に明記するよう修正します。
20	北部	質問	要求水準書（案）	19	第2 3 (2) イ (ア) b	「事業者の責において確認の上使用することとし、使用しない場合は、当該備品等について市と協議の上処分するか、交換する場合は、給食提供開始前までに事業者にて交換すること。」とありますが、これまでの更新状況や本事業の運営・維持管理の開始（令和7年9月）までの更新予定などの詳細は入札説明書等の公表時にお示しいただけますでしょうか。	更新したものはありません。資料2に示す取得日を参照ください。 また、現在のところ、令和7年9月までに更新予定のものもありません。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
21	北部	質問	要求水準書（案）	19	第2 3 (2) イ (ウ)a	これまでに購入した食器・食缶等の量をご開示ください。	食器については、各1万枚を2回更新しています。 食缶については、全クラス数分を1回更新してします。
22	北部	質問	要求水準書（案）	22	第2 5 (2) ア (ア) e	数量確認、温度測定、計量は市の業務範囲の食材検収業務ではないでしょうか？	要求水準書（案）に記載のとおり、事業者の業務範囲となります。
23	北部	質問	要求水準書（案）	23	第2 5 (2) ア (エ)	直送品の検収は市の業務範囲の食材検収業務ではないでしょうか？	要求水準書（案）に記載のとおり「本施設への直送品（主食・牛乳・デザート等）の検収」業務は、事業者の業務範囲です。
24	北部	質問	要求水準書（案）	23	第2 6 (1) ア (ケ)	現在、酸化度の計測、廃油の計画は市側が行っている業務であるが、事業者側に変更するとの理解でいいのでしょうか？	ご理解のとおりです。揚油の発注は、市側で行います。発注にあたっては、事業者が計測した酸化度を参考にし、廃油計画を行います。
25	北部	質問	要求水準書（案）	24	第2 6 (1) ウ (イ)	作業工程を1枚に示したものを作成とあるが、エリアごと等、複数枚では駄目でしょうか？	「学校給食調理従事者研修マニュアル」（文部科学省）第6章 II ソフト面について 作業工程表・作業動線図の作成 を基に、作業工程表の作成をお願いします。
26	北部	質問	要求水準書（案）	26	第2 6 (1) オ (ア)	冷凍魚肉ねり製品および冷凍食肉は、前日納品で冷蔵庫で解凍という理解でよろしいでしょうか。	当日納品、当日使用です。
27	北部	質問	要求水準書（案）	26	第2 6 (1) オ (ア)	液卵と殻付卵はどのように使い分けているのでしょうか。また、殻付卵は最大何個程度を想定しているのでしょうか。	現在のところ、殻付き卵の使用はありませんが、今後、殻付きの使用の可能性も考えられるための記載となります。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
28	北部	質問	要求水準書（案）	27	第2_6_(1)_カ_(キ)	「井水利用によって生じるリスクは全て事業者の負担とし～井戸の濁水時の対策、地盤沈下などのリスク対策を講じること」とありますが、適正揚水量を守って運用したにも係わらず井戸が枯渇した場合の上水使用量の超過や地盤沈下の発生、敷地外の影響によって水質が悪化した場合による上水使用量の超過は、市のリスクとして頂けないでしょうか。	市のリスク負担とします。
29	北部	質問	要求水準書（案）	27	第2_6_(1)_カ_(キ)	「本件施設では清掃等に井水を利用している。」とありますが、令和7年9月以降の本事業運営・維持管理業務開始後は、受託者にて井水使用・不使用を判断可能でしょうか。また、可能な場合、井水不使用の際は上水道を使用し、要求水準書P10に記載の使用量(年間53,000m ³)に含めても差し支えないと理解して宜しいでしょうか。また、差し支えない場合、井水不使用による上水道の使用の増加量を試算するにあたり、現状の井水の使用量（概算でも可）をご教示ください。	受託者による使用・不使用の判断は可能です。その上で、第1_5(1)ア（ア）に示す「上下水」の使用量の上限は、上水と下水（井水含む）の2つに分けて上限を示すよう修正します。井水の使用量は、資料10を参照ください。
30	北部	質問	要求水準書（案）	28	第2_6_(1)_ク_(イ)	dに関し、アレルギー対応食の対応品目拡大について、複数のアレルギー対応を行う場合、安全確保のためアレルギー対応調理室にはアレルギー原因食物を一切入れず、共通の料理を1種類調理するという理解でよろしいでしょうか。	現時点では、アレルギー対応食の対応品目の拡大について、決まっていることはありません。
31	北部	質問	要求水準書（案）	28	第2_6_(1)_ク_(イ)	hに関し、アレルギー対応食容器の洗浄はどこで行うのでしょうか。	アレルギー対応室において洗浄します。
32	北部	質問	要求水準書（案）	28	第2_6_(1)_ク_(イ)	アレルギー対応食容器は専用ケースに入れてからコンテナに格納して配送するという理解でよろしいでしょうか。	アレルギー対応食容器をどのように配送するかは、事業者の提案に基づき、市と協議の上で決定します。
33	北部	質問	要求水準書（案）	29	第2_6_(2)_ウ	生で食用する果実類について、本施設で処理する果実類は、どのようなものがあるかご教示ください。	ぶどう、柑橘類、メロン、柿、りんご、梨、ミニトマトなどです。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
34	北部	質問	要求水準書（案）	30	第2 6 (3) イ (イ)	調理後の保存は事業者の業務ですが、原材料の保存は市の業務範囲の食材検収業務の一部ではないでしょうか？	要求水準書（案）に記載のとおり、事業者の業務範囲となります。
35	北部	質問	要求水準書（案）	31	第2 6 (4) ア (エ)	床面60センチ以上とありますが、大量調理マニュアルのⅡ 3 (9) 食缶で食品を取り扱う場合には30センチ以上の台とあり、現在の備品は大量調理マニュアルに準拠していると思われます。現在の備品で運営を行えば、要求水準を満たしているとの判断でよろしいでしょうか？	本事業は小中学校の学校給食であることから、「学校給食衛生管理基準」（文科省）の規定が優先すると考えます。そのため、要求水準書（案）のとおり「食品を食缶等へ移し替える際は、床面から60cm以上で行うこと」とし、床面から60cm未満で行う場合は、要求水準の未達とします。
36	北部	質問	要求水準書（案）	34	第2 7 (4)	複数個所に別紙3の記載がありますが、別紙3の提示をさせていただきますか？	要求水準書（案）P. 33に「(c) 「学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（平成21年4月1日文科ス第6010号）」の別紙3（以下「7衛生管理業務」において、「別紙3」という。）」と記載のとおりです。文部科学省が、当該通知をインターネット上で公表していますので、ご確認ください。
37	北部	質問	要求水準書（案）	34	第2 7 (3) ア (ウ)	「年3回定期的に健康状態を把握する。」とありますが、把握する基準は受託者に一任で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりですが、実施にあたっては「学校給食衛生管理基準」（文科省）に則った内容としてください。
38	北部	質問	要求水準書（案）	35	第2 7 (6) サ	空き缶・ダンボールは量の関係で、現在毎日回収していません。適時では駄目でしょうか？	要求水準書（案）に記載のとおりです。
39	北部	質問	要求水準書（案）	36	第2 8 (2)	現在使用している配送車両の台数及び仕様をご教示願います。	要求水準書（案）への意見No4回答を参照ください。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
40	北部	質問	要求水準書（案）	36	第2 8 (2) ウ	現在使用している配送車両のうち、次のような表記にてパワーゲートの有無をご教示下さい。（2t標準・PG有）×1台	要求水準書（案）への意見No4回答を参照ください。
41	北部	質問	要求水準書（案）	38	第2 9	現在、食器・食缶を回収後、洗浄機は最終何時まで稼働しているかご教示下さい。	実施方針に関する質問No21回答を参照ください。17時までに業務を終了するために、洗浄は16時30分までに終わるようにしています。
42	北部	質問	要求水準書（案）	38	第2 9 (1) ア	現在、残食を計量し、数字で記録しているが、さらにグラフ作成するというのでしょうか？	要求水準書（案）に記載のとおりです。
43	北部	質問	要求水準書（案）	38	第2 9 (1) ア	各校からの残食の回収は料理ごとでしょうか、それとも全てまとめた状態でしょうか。また、計量も料理ごとでしょうか、それともまとめてでしょうか。	クラスごと、料理ごとに計量をお願いします。
44	北部	質問	要求水準書（案）	39	第2 9 (3)	通常時の残滓・ゴミ等の処分費はどちらの負担となるかご教示ください。	事業者となります。要求水準書（案）を修正します。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
45	北部	質問	要求水準書（案）	39	第2 9 (3) ア (ア)	令和3年度および令和4年度に発生した廃棄物について、種類ごとに、年間の発生量をご教示ください。	<p>野菜くずについては、デスポーザーからたい肥化施設に流しているため、把握しておりません。</p> <p>食べ残しにつきましては、令和3年度が55,547Kg、令和4年度76,575Kgでした。なお、令和4年度から食数が2,700食程度増えていることを申し添えます。</p> <p>残牛乳につきましては、令和4年11月8日から12日の5日間で461Kgでした。</p> <p>段ボールや缶につきましては、計量していないため把握しておりません。</p> <p>もやすごみにつきましては、令和3年度が49,780Kg、令和4年度が69,880Kgです。なお、たい肥化施設が不調だった時期があることもあり、処分量が増えていることを申し添えます。</p> <p>廃プラスチックにつきましては、令和3年度が26,480Kg、令和4年度が30,560Kgです。</p>
46	北部	質問	要求水準書（案）	39	第2 9 (3) ア (イ)	飲み残し牛乳の回収・処分は業務範囲ではないという理解でよろしいでしょうか。	具体的な対応方法について検討中です。入札公告時に示します。
47	北部	質問	要求水準書（案）	40	第2 10 (2) イ (7)	給食配膳員の出勤開始時間について決まりがあるかご教授ください。	<p>現在の勤務時間と変えていただいても構いません。</p> <p>現在は、「調理・配送・回収・洗浄を行う事業者」と「配膳業務を受託している事業者」が異なるため、一律の勤務時間としていますが、本事業ではこれらを包括的に委託しますので、全体の業務フローから最適な勤務時間としていただいても構いません。</p> <p>ただし、変更にあたっては、変更となる学校と協議をし、学校の了承を得た上で勤務時間の変更を行ってください。</p>

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
48	北部	質問	要求水準書（案）	40	第2 10 (2) ア(ケ)	(運搬補助)とは具体的にどのような業務でしょうか。	学校により施設・設備等が異なるため、その対応も異なりますが、基本的には主に低学年の児童に対して、高いところにある食缶や食器かごを取って渡す等の補助を指しますが、一部の学校では、近くにある教室まで食器・食缶を運ぶことを手伝っていることもあるようです。
49	北部	質問	要求水準書（案）	40	第2 10 (2) ア(シ)	牛乳の残量調査報告とはどのように行うのか具体的にご提示ください。	各学校で生じた牛乳の残量(ℓ)を、学校ごと、日ごとにまとめて、給食センターへ報告してください。
50	北部	質問	要求水準書（案）	40	第2 10 (2) イ(ア)	現在雇用されている給食配膳員を優先して雇用する必要があるのかご教示ください。	雇用主と労働者の合意の下で雇用契約が締結されるべきものと考えますので、義務付けることはしませんが、現在雇用されている従業員の積極的な雇用の引継ぎを望みます。 併せて、P.40「(ウ) 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）に基づき、各受配校には、食品衛生責任者の資格を保有する給食配膳員を配置する」必要があることにご留意ください。
51	北部	質問	要求水準書（案）	40	第2 10 (2) イ(ア)	参考までに、現在の学校配膳業務の各校ごとの勤務人数・勤務時間をご教示ください。	数年前の人数ですが、 岩田小2人、豊小2人、東田小2人、八町小1人、松葉小2人、下地小1人、大村小1人、津田小1人、牛川小2人、鷹丘小2人、下条小1人、多米小2人、西郷小1人、玉川小1人、嵩山小1人、石巻小1人、賀茂小1人、豊岡中2人、東陽中2人、豊城中1人、青陵中3人、東陵中2人、北部中2人、石巻中2人 小学校24人、中学校14人計38人です。 勤務時間は、11時～2時の3時間です。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
52	北部	質問	要求水準書（案）	43	第2 12 (1)	「親子フード・カルチャー」について、参加者数は約60名程度とありますが、2回の合計人数という理解でよろしいでしょうか。	各60名程度を2回、合計約120名です。
53	北部	質問	要求水準書（案）	46	第3 1	・維持管理業務に含まれている、計画修繕業務及び経常修繕業務について、これらに係る費用は、実施した修繕業務に基づく実費精算となるのか、もしくは、事業者側が提案した見積額の範囲内で実施するのか（非精算）、どちらでしょうか。	事業者が提案した見積額の範囲内になります。長期修繕計画と併せて算定ください。なお、経常修繕については要求水準書（案）第3_11 (1) エのとおり前年度に実施内容の妥当性について確認を行います。
54	北部	質問	要求水準書（案）	46	第3 1 ウ	「事業期間中に大規模修繕が発生することを想定していない。」とございますが、縦型冷蔵庫・温度管理システム・超音波洗浄機の納入メーカーより、10年間の保守対応は、不可能と回答されております。このような場合は、10年間の点検費だけの計上か、事業者側で更新を見込んだ費用計上と考えるべきでしょうか。	大規模修繕（全面更新）は見込んでいませんが、必要な修繕・更新費用は経常修繕に費用を見込んでおります。提案にあたっては修繕計画に基づき必要な費用を計上してください。
55	北部	質問	要求水準書（案）	46	第3_1_(1)_イ	「劣化、故障又は破損したものに必要な修繕等における対応方法等は事業者の裁量によるものとし、これにかかる費用は事業者の負担とする」とありますが、竣工16年目から始まる事業のため、10年間で修繕がどこまで発生するのか予測が出来ません。南部と同様に、「 <u>一定額を超える場合は市の負担とする</u> 」としていただけないでしょうか。	参考にさせていただきます。
56	北部	質問	要求水準書（案）	46	第3 1 (1) ウ	建築物・建築設備・付帯施設において、主要設備等の機能が著しく低下し、大規模修繕を行わないと事業運営に支障を来すものと貴市が判断した場合、貴市にて大規模修繕を行うとありますが、主要設備でなくても劣化状況に応じて貴市にて大規模修繕を実施して頂けるという認識で宜しいでしょうか。	同規定のとおり、「市は、事業者にて実施した定期的な保守・修繕履歴等を確認した上で、事業者の帰責範疇を超えるものと合理的な理由により認定した場合は、市において対応」します。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
57	北部	質問	要求水準書（案）	46	第3 1 (1) ウ	経年による著しい機能低下の兆候が見られ事業に支障をきたす可能性がある際、特別な劣化調査が必要と貴市が判断した場合においても、貴市にてご対応頂けるという認識で宜しいでしょうか。	「特別な劣化調査」の実施が、同規定に定める「適切な保守・修繕業務等」の範囲外であり、かつ、「事業者の帰責範疇を超えるものと合理的な理由」があると市が認めた場合は、大規模修繕の実施の要否判断をするために、当該「特別な劣化調査」を市の費用負担とします。
58	北部	質問	要求水準書（案）	47	第3 1 (1) ウ	「本定義の解釈」の中で「◆機械：（例）空調機」を例えに記載していますが「厨房機器」の場合も同じ考えと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	北部	質問	要求水準書（案）	47	第3 1 (1) ウ	「本定義の解釈」で厨房機器を例にとった場合、厨房設備を全面的に入れ替え等の更新をする場合は「大規模修繕」であり、スチームコンベクションオーブンを修繕に基づき交換する行為は「修繕(本事業)」になると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	北部	質問	要求水準書（案）	48	第3 1 (4) イ	現在も北部はPFIで事業継続中ですが、平成22年からの「維持管理年間計画」及び「維持管理実施報告書」の開示を植栽管理及び外構等保守管理も含めてお願いします。	ご意見を踏まえ、入札公告時に開示する方向で検討します。
61	北部	質問	要求水準書（案）	48	第3 1 (4) イ	現在の施設に対する「長期修繕計画書」があればご開示願います。	市として提示できる長期修繕計画書はありません。 なお、本事業に伴って対応が必要と考える必須の修繕・改修・更新工事については資料8「計画修繕一覧表」を参照ください。また、経常修繕については「建築物のライフサイクルコスト（建築保全センター）」を参照としていることから同様の考え方により必要な長期修繕計画を提案ください。
62	北部	質問	要求水準書（案）	48	第3 1 (4) イ	平成22年の供用開始から現在までの維持管理に掛った費用をご教示下さい。	市として把握していないため、お示しすることができません。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
63	北部	質問	要求水準書（案）	48	第3_1_(4)_イ_(イ)	「施設管理台帳を整備」とありますが、現事業者からの引継ぎはあるのでしょうか。	点検報告書、修繕報告書を現事業者より提供する想定です。
64	北部	質問	要求水準書（案）	48	第3 1 (3) ア (ウ)	劣化等による危険・障害の未然防止には、設備だけでなく、配管の劣化による漏水確認等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	北部	質問	要求水準書（案）	49	第3_1_(6)_イ	「事業者は、少なくとも本事業終了後1年間は～補修・修繕・更新が必要とならない状態を基準に、長期修繕計画書に基づき事業期間終了まで計画的に必要な修繕等を行うこと」とありますが、経年劣化によるものは除外して頂けないでしょうか。事業期間終了時は竣工から25年が経過しており、事業終了後1年以内に補修・修繕・更新が全く発生しない状態にするのは不可能です。	風雨・湿気・温度変化・日照など明らかに経年劣化と判断できるものは除外します。なお、通常の方法で使い続けることによる劣化（塗装の剥がれ、クロスの破れ、塗床の剥がれ、錆など）は修繕等の対象とし、長期修繕計画書に基づき事業期間終了まで計画的に必要な修繕等を行ってください。
66	北部	質問	要求水準書（案）	49	第3 1 (6) ア	当初の性能レベルを維持することとありますが、15年前の建築物ということもあり機器によっては、同一機器が確保出来ない可能性もあり、その場合は改修になると想定されますが、その際に発生した差額については、貴市にご負担頂けるといいう認識で宜しいでしょうか。	入札公告時に予見できない経年劣化などによることが認められる場合については、機器の更新・修繕対応について協議に応じます。ただし、「同一機器」と同等の費用については事業者の負担とします。
67	北部	質問	要求水準書（案）	51	第3 3	業務開始前の引継業務に係る光熱水費は、貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	北部	質問	要求水準書（案）	52	第3 4 (2) ア	「保守管理記録は事業期間終了時まで保管すること」とありますが、記録は紙媒体以外の保管でもよろしいでしょうか。	電子データとしてください。
69	北部	質問	要求水準書（案）	53	第3 5 (2) イ(カ)	除外設備は下水道、河川放流のどちらでしょうか。	下水道です。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
70	北部	質問	要求水準書（案）	55	第3 8 (2) ア (ア)	現在、建物全般の定期清掃は何時から何時まで実施しているかご教示下さい。	市として把握していないため、開示できません。
71	北部	質問	要求水準書（案）	55	第3 8 (2) ア (ア)	現在、建物全般の定期清掃は年間何日実施しているのかご教示下さい。	入札公告時に「維持管理実施報告書」を公表する方向で検討していますので、そちらをご参照ください。
72	北部	質問	要求水準書（案）	56	第3 11	資料8計画修繕一覧に記載は無いが、事業期間中に製品寿命が来ることが予測され、機能停止時に代用が難しい機器の更新は経常修繕という扱いで良いでしょうか。例) 冷蔵庫の冷却ユニット更新、等	資料8「計画修繕一覧」に記載のない項目については大規模修繕（全面更新）は見込んでいませんが、必要な修繕・更新費用は経常修繕において費用を見込んでおります。提案にあたっては修繕計画に基づき必要な費用を計上してください。
73	北部	質問	要求水準書（案）	56	第3 8 (2) ア (イ) a	内壁の床面から1m以上の部分及び天井は1月に1回以上清掃を行いますとありますが、高スペック作業によるコスト増並びに高頻度作業による給食エリア内の環境衛生レベルの低下が懸念されることから、定期的なセルフモニタリング等により衛生環境品質が確保出来ていることを前提として、作業頻度は事業者提案にして頂けないでしょうか。	本規定は「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠したものです。 ご質問の「衛生環境品質が確保出来ている」とは、内壁や天井の材質、室内の湿度及び湿度等を鑑み、危害を科学的に分析した上で、当該マニュアルと同等の衛生管理が可能である場合とし、その上で、ご質問の作業頻度等の事業者提案を可とします。
74	北部	質問	要求水準書（案）	57	第3_8_(2)_イ_(イ)	「作業区域内の各諸室の結露状況を点検し、結露が認められる場合には換気・空調設備の改善を図ること」とありますが、換気及び空調設備の調整によっても改善しない場合は市側のリスクとしないで頂けないでしょうか。 現在設置してある設備で改善しない場合には、単なる設備の更新だけでなく、設置位置の変更や設備能力の再計算等の設計段階まで遡った検討が必要になり、事業者の負担が大きいです。	結露が認められる場合には、事業者にて原因等の調査をしていただき、改善方法及び改善効果の予測を行い対策を行ってください。改善はしたもののなお結露が発生する場合には、市のリスク負担とします。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
75	北部	質問	要求水準書（案）	58	10計画修繕業務	資料8計画修繕一覧表で事業期間内に工事を行う項目が示されていますが、 <u>市と調整のうえ各設備の現場調査を実施させて頂けないでしょうか。</u> 設置状況や附帯設備等の劣化状況により、施工方法や費用が大きく変わる可能性がございます。適切な費用算出のため、複数回の現場調査及び貴市担当者へのヒアリングを希望します。	機会を設けるよう検討します。
76	北部	質問	要求水準書（案）	58	10計画修繕業務	「事業者は事業開始後なるべく速やかに、資料8「計画修繕一覧表」に基づき修繕・改修・更新工事を行うこと。」とありますが、修繕費の支払いは工事毎に支払われるとの認識でよろしいでしょうか。 平準化払いですと、費用が溜まるまで工事ができず、速やかな実施が不可能となります。	要求水準書において「なるべくすみやかにを」削除として修正します。修繕計画については、施設状況を踏まえてご提案ください。なお、市としては各年度ごとの支払いが可能な限り平準化されることを希望します。 修繕費の支払いは、基本的には、提案時の修繕計画に基づき支払います。各年度の支払は各年度の修繕計画の金額を四半期換算して支払います。
77	北部	質問	要求水準書（案）	58	第3 10	「事業者は、事業開始後なるべく速やかに～行うこと。」とありますが、(1)イには「事業者に対する支払いの平準化に努めるものとする。」と記載があります。しかしながら資料8の計画修繕には、照明器具のLED化や空調設備の更新など、単年で非常に高額な修繕費が発生するものもありますので、それらについては実施年度ごとにお支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問No76回答を参照ください。
78	北部	質問	要求水準書（案）	58	第3 10 (1)イ	「可能な範囲において市の事業者に対する支払いの平準化に努めるものとする」とありますが「可能な範囲」については協議して頂けると理解して良いでしょうか。	「可能な範囲」は事業者として対応可能な範囲を想定しています。なお、市の支払の平準化について、評価の対象となることを想定しています。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
79	北部	質問	要求水準書（案）	58	第3 10 (2) イ	設計業務の責任者を配置するという事は、設計企業も本事業に参加し、その設計企業から設計業務の責任者を配置しなければいけないのでしょうか。	設計業務に対する責任者の配置を求めるものです。必ずしも設計企業の参加を求めるものではありません。必要な場合はその他企業として参加ください。なお、体制については評価の対象となることを想定しています。
80	北部	質問	要求水準書（案）	58	第3 10	修繕や更新などに係る定義は、「平成31年度版 建築物のライフサイクルコスト第2版」を参考に整理されておりますので、計画修繕は当該基準の修繕、分解整備等、更新内容及び周期を参考にした対応が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。計画修繕の中で修繕・改修・更新工事を行った項目についても「建築物のライフサイクルコスト（建築保全センター）」を参照としていることから同様の考え方により必要な長期修繕計画を提案ください。
81	北部	質問	要求水準書（案）			複数の個所に割卵に関する記載があります。現在豊橋市では殺菌液卵を使用し、割卵機、割卵室等ないのですが、一般的な卵の取り扱いについての記載との理解でよろしいでしょうか？	現在のところ、殻付き卵の使用はありません。今後殻付きの使用の可能性も考えられるため記載がしてあります。
82	北部	質問	資料7		1-18	水質検査2回/年はビル管に準ずる内容で井水・市水とも検査を行うということでしょうか。	市水と井水の水質検査については、修正後の要求水準書（案）及び資料7をご覧ください。 なお、水質検査の項目につきましては、必要な項目とし、事業者の提案とします。
83	北部	質問	資料7		2-3、2-10	遠隔監視装置点検は中央監視盤の理解でよろしいでしょうか。2回/年となっていますが、自動制御機器保守点検と合わせて実施でもよろしいでしょうか。	遠隔監視装置と中央監視装置はそれぞれ個別に設置しておりますので、点検も個別に対応してください。 また、点検回数は、2回/年ではなく、12回/年に修正します。 併せて、要求水準書（案）P. 50に「緊急体制がとれる体制を構築すること」とありますので、遠隔監視装置の発報時における緊急対応も必要となります。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
84	北部	質問	資料7		3-5	床清掃2回/年とありますが、給食エリア以外の一般エリアの床との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	北部	質問	資料7			要求水準書の本文内表記と「資料7」の表記が異なる場合、「資料7」を優先するということがよろしいでしょうか。P53イ水質検査、受水槽定期点検等	要求水準書（案）及び資料7を修正します。
86	北部	質問	資料7			事業者の判断で資料7の項目に業務を追加もしくは削除させて頂いてもよろしいでしょうか。	追加については、事業者提案に委ねます。 削除については、基本的には認めませんが、削除することに合理的な理由があると市が認めた場合（例えば、機器の入れ替えにより当該業務が不要になる場合など）に限り、可とします。
87	北部	質問	資料8		5	ボイラーの更新とあるが、機器本体の更新であり、配管等の修繕は含まないとの理解でよろしいでしょうか？	予算検討中のため、入札公告時に示します。
88	北部	質問	資料8		1 煮炊き調理室	改修する蒸気式回転釜の仕様は、既設品と同等仕様（排水ドロー式・傾斜エプロン付）以上等の条件はございますでしょうか。	既設品と同等仕様としてください。
89	北部	質問	資料8		1 煮炊き調理室	入札前に改修現場の下見をすることは可能でしょうか。	機会を設けるよう検討します。
90	北部	質問	資料8		7 ゴミ処理装置室	入札前に改修現場の下見をすることは可能でしょうか。（ゴミ処理装置室・残渣処理室）	機会を設けるよう検討します。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
91	北部	質問	資料8		食器供給装置の回収	資料3でR12年度に更新予定の食器が記載されております。供給装置の修繕はこの食器の仕様を前提に算出するという事によろしいでしょうか。食器仕様変更になった場合に修繕費用の差額が出る場合は、差額分負担の相談はできると考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、入札公告時にお示しする事業契約書の規定が優先しますが、協議に応じます。
92	北部	質問	資料8		全体	食器供給装置の回収のみ時期が記載されておりますが、その他は記載されておられません。これは事業開始前に修繕を完了するスケジュールでよろしいでしょうか。	事業開始前に修繕を完了することとしておりませんので、修繕計画の時期については、施設状況を踏まえてご提案ください。 なお、要求水準書の修正を行いますのでNo76の回答をご確認ください。
93	北部	質問	資料8			記載している各項目の施工時期は、事業者提案に委ねられているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	北部	質問	資料8			No.5のボイラーの更新というのは、ボイラー本体だけでなく補機（中和装置や還水設備など）も含まれるという認識で宜しいでしょうか。また、蒸気配管の更新などについては、大規模修繕にあたると思慮しますので、本修繕には含まれないという認識で宜しいでしょうか。	予算検討中のため、入札公告時に示します。
95	北部	質問	資料8			No.6の空調機更新の範囲は、配布資料に記載されている全機器を更新するという事によろしいでしょうか。 （新築工事図書（M-02, 03, 12, 13, 14）） また、ヒートポンプチラーの冷温水配管も更新の対象になるのでしょうか。	予算検討中のため、入札公告時に示します。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
96	北部	質問	資料8			こちらに記載していない建築物、建築設備、調理設備についても事業者判断で計画修繕の提案に加えてもよろしいでしょうか。また記載していない建築物、建築設備、調理設備が破損または機能劣化により更新が必要となった場合、すべて事業者責任にて更新するのでしょうか。それとも大規模修繕として貴市と調整協議が可能という認識で宜しいでしょうか。	前段については可とします。 後段については、第3(1)ウに記載のとおり、「市は、事業者にて実施した定期的な保守・修繕履歴等を確認した上で、事業者の帰責範疇を超えるものと合理的な理由により認定した場合は、市において対応する。」としていますので、本規定に当てはまらない場合は、事業者の費用負担にて更新をしていただきます。 「資料8」は、あくまで現時点の見込みであること。市として正式に意思決定をしているものではないこと（予算措置について意思決定していません）。等にご留意ください。
97	北部	質問	資料8			空調機の更新の空調機器には、ビルマルやパッケージエアコン本体のほか、チラーやAHUも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	予算検討中のため、入札公告時に示します。
98	北部	質問	資料8			空調機の更新の空気調和機自動制御設備には、中央監視装置の更新、撤去及び処分も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	予算検討中のため、入札公告時に示します。
99	北部	質問	資料8			給排水配管や蒸気配管などは、経年により劣化の兆候が見られ、本施設の品質を確保する観点から、事業期間に一定量の更新を見込む必要があるかと思慮します。計画修繕に追加して頂けないでしょうか。	予算検討中のため、入札公告時に示します。
100	北部	質問	資料8			南部の計画修繕一覧表に比べ、調理機器の更新がありませんが、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
1	北部	意見	要求水準書（案）	13	第2 2 (1)	「給食実施期間及び学校から食数報告がある期間において、事業者の従業員のうち少なくとも1名は本施設の事業者用事務室に常駐し、市や学校と連絡が取れる体制とすること。」とありますが、施設内に携帯所持など連絡の取れる状況であれば事務室での常駐でなくとも可能でしょうか。	基本的に、学校からの食数報告がFAXで行われ、それに基づいて電話連絡があります。そのため、夜に学校からFAXが届き、翌日午前中に連絡が入るということもあります。特に、食数報告の締め切りが午前11時のため、少なくとも午前中は事務所に常駐する必要があると考えます。 午後についても、まずFAXが届いてその内容に基づいて電話連絡があるため、FAXの内容を確認できない状態では対応が難しいと考えます。また、先生方は授業の合間に電話連絡をいただくので、学校への折り返しの電話は繋がらないことも多いです。以上のような背景から、ご意見の内容では対応が難しいものと思われるため不可とします。
2	北部	意見	要求水準書（案）	14	第2 2 (1) ア	「原則として1年以上固定すること。」とありますが、本項の掲載は偽装請負と判断される恐れがある為、削除の検討をお願いします。（労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）に、「労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと」とあるため。）	要求水準書(案)を「1年以上固定することに努めること。」に修正します。なお、体制について評価の対象となることを想定しています。
3	北部	意見	要求水準書（案）	29	第2 6 (2) ク	使用機器や人員の割り振りは事業者の対応のため、切裁方法は事業者からの提案で市側と協議の上承認が望ましいと考えます。	ご意見として伺いました。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
4	北部	意見	要求水準書（案）	36	第2 8 (2) ウ	適切な車両調達のため、入札説明書等の公表時には、本施設で 使用している車両台数と各車両の最大積載量、コンテナの積載 可能台数、車両寸法（全長、全幅、全高）、パワーゲートの有 無、荷台の床面地上高について開示をお願いします。	<p>本施設について、途中で受配校の組み換えを 行い、既存の配送契約を変更し、車両の改造を 行い配送をしております。そのため、現状の車 両の組み合わせや条件が、最適な状態ではあり ません。</p> <p>そのため、北部学校給食センターと一部の受 配校の見学を行うことにしていますので、その 際に、現状の施設や車両をご確認ください。特 に、変更契約で追加した車両が最適化されてい ません。（最大積載量、車両寸法を含む）</p> <p>なお、資料6配送・回収計画につきまして は、改めてそのような制約がない場合を想定し て作成したものです。（そのため、3センター 体制移行後に加わる想定の新小学校が含まれて います。）</p> <p>コンテナの積載可能台数につきましては、 資料6に「6台積」「3台積」として記載してい ます。</p> <p>また、資料6に「G」と記載があるのがパワー ゲート車です。</p> <p>荷台の床面地上高につきましては、現地見学 でご覧いただき、最適な床面地上高をご検討い ただきたいと思いますが、最終的には、少なく とも車両調達前に全受配校の配膳室をご確認い ただき、ご検討ください。</p>
5	北部	意見	要求水準書（案）	38	第2 8 (5) イ	「配送従事者は、業務の処理中～」とありますが、「処理中」 の記載を「作業中」に変更することをご検討ください。	要求水準書（案）を修正します。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
6	北部	意見	要求水準書（案）	40	第2 10 (2) イ (ウ)	<p>「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）に基づき、各受配校には、食品衛生責任者の資格を保有する給食配膳員を配置すること。」とあるが、自校式の学校とは違い、センター式各受配校の配膳室等は営業許可の対象外と考えます。</p> <p>各受配校への食品衛生責任者の配置は過剰な水準と考えられるので、「学校配膳責任者（1名）」のみ、または削除をご検討ください。</p> <p>変更がない場合は、食品衛生責任者を配置する根拠をお示してください。</p>	<p>本規定は、各受配校の配膳室の業務内容について、豊橋市保健所より厚生労働省に照会をし、食品衛生法第57条に規定される営業の届出対象であることを確認し、定めたものです。</p> <p>また、営業の届出にあつては、法第51条に基づく「公衆衛生上必要な措置の基準」により食品衛生責任者を定める（設置する）必要があります。</p> <p>なお、配膳室の業務内容について、法第55条に規定される営業許可までは必要ないことを保健所が厚生労働省に確認していることを申し添えます。</p> <p>※食品衛生責任者に係る詳細の記載は、食品衛生法施行規則第66条の2に基づく衛生措置の基準（別表17）を参照してください。</p>
7	北部	意見	要求水準書（案）	40	第2 10 (2) イ (ア)	<p>配膳作業時間に関わるため、入札公告時には各校内の配膳室の配置図をお示してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、入札公告時に開示します。</p>
8	北部	意見	要求水準書（案）	50	第3 1 (9)	<p>本項目は、要求水準書(案) 41頁 11 (1) ウ と重複しておりますので、削除をご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>運営業務と維持管理業務で、対象としている備品が異なりますので、原案のとおりとします。</p> <p>なお、両業務は、維持管理企業、運営企業のどちらかがまとめて実施することも可とします。</p>
9	北部	意見	要求水準書（案）	58	第3 10 (2) イ	<p>設計企業から設計業務の責任者を選出・配置するケースを想定する場合「維持管理・運営」から「施設整備運営事業」に類似するので設計業務や工事管理業務が発生する範囲は本事業から外し、長期休暇等を利用し貴市負担で実施して頂きたい。</p>	<p>原案のとおりとします。なお、設計企業の配置は必須ではありません。</p>

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
10	北部	意見	要求水準書（案）	60	第3 10 (5) イ (7)	本施設は竣工から約15年経過しておりますので、事業期間中、施設内の各種電気設備の性能及び機能を維持し続けるには、適切な点検のほか、発電設備、防犯設備、防災設備、中央監視制御設備の修繕、分解整備等、更新なども必須と考えます。つきましては、計画修繕一覧表【北部】に上記設備の計画修繕を追加いただけないでしょうか。	資料8「計画修繕一覧」に記載のない項目については大規模修繕（全面更新）は見込んでいませんが、必要な修繕・更新費用は経常修繕において費用を見込んでおります。提案にあたっては修繕計画に基づき必要な費用を計上してください。
11	北部	意見	要求水準書（案）	60	第3 10 (5) イ (7)	本施設は竣工から約15年経過しておりますので、事業期間中、施設内の各種機械設備の性能及び機能を維持し続けるには、適切な点検のほか、給排水衛生設備、消火設備の修繕、分解整備等、更新なども必須と考えます。つきましては、計画修繕一覧表【北部】に、上記設備の計画修繕を追加いただけないでしょうか。	資料8「計画修繕一覧」に記載のない項目については大規模修繕（全面更新）は見込んでいませんが、必要な修繕・更新費用は経常修繕において費用を見込んでおります。提案にあたっては修繕計画に基づき必要な費用を計上してください。
12	北部	意見	要求水準書（案）			妥当性のある維持管理コストの算出のため、入札公告時には建築図面、各設備図面等、竣工図面の全て、各設備のメーカーリストの開示をお願いします。	既に「貸出資料」にて開示しているところではありますが、不足しているものにつきましては、市が当該資料を保有しているものに限られますが、開示に努めます。
13	北部	意見	資料2			取得日の欄以外に、更新日の欄を設けるなど、更新状況が分かる記載をお願いします。	取得日以降、更新したものはありません。
14	北部	意見	資料2 資料3			入札公告の段階で、更新履歴および令和7年9月以降に入れ替え・更新の必要があると判明している備品は開示して頂けるようお願いします。（令和12年度の食器仕様変更に伴う食器入れ替えなど。）	質問No20への回答をご参照ください。
15	北部	意見	資料7			妥当性のある維持管理コストの算出のため、資料7の「点検及び作業実施内容要求水準」にある維持管理業務について、直近年度の業務報告書の開示をお願いします。	ご意見を踏まえ、入札公告時に開示する方向で検討します。

要求水準書（案）に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
16	北部	意見	資料7			除外設備の年間の汚泥引き抜き回数、及び汚泥量の開示をお願いします。	汚泥量については、令和3年度が36,850Kg、令和4年度が37,400Kgです。
17	北部	意見	資料7		3-4	定期ガラス清掃12回/年とありますが、手の届く範囲を行い、高所に関しては給食提供の無い長期休暇中に実施としていただけないでしょうか。	可とします。窓ガラスの手の届く範囲は12回/年、高所については長期休暇中に実施で構いません。
18	北部	意見	資料7		4-2	植栽維持管理業務 地被類12回/年とありますが、外観点検を行い、剪定、消毒、施肥、除草に関しましては事業者の提案としていただけないでしょうか。	可とします。2回/年として修正します。
19	北部	意見	資料8		1、3、4、7	現在導入しているの設備と同仕様の更新であれば理解できますが、全く違うと業務が建築工事の規模となり施設整備に係る業務に近いため、運営企業及び維持管理企業の業務では無い項目は本事業から外して頂きたい。	原案のとおりとします。
20	北部	意見	資料8		3	フード内部の照明は照度、角度ともに必要不可欠であり、フード外部からの照明では手元が影になり、異物混入防止の観点からもリスクが高いと考えられます。ライトの位置はそのまま、埃をためないように、定期的な清掃、報告が最適ではないかと考えます。	ご意見を踏まえ、要求水準書（案）を修正します。
21	北部	意見	資料8			計画修繕一覧表に関し、本施設は業務開始時には15年経過する既存施設であり、施設・設備の現地調査をしなければ修繕コストの算出が困難です。提案書提出までに現地下見・調査のスケジュールを入れて頂くようお願いします。	ご意見を踏まえ、検討いたします。